

区画墓地に関する Q&A

No.	質問	回答
1	申込受付場所はどこですか？	市立聖苑の事務所窓口でのみ受け付けます。市役所等での受付は行っていません。
2	当選後、使用料の支払いはいつまでにすればいいですか？	当選後、約1ヶ月程度を期限とする予定です。
3	申込状況の確認をしたいのですが？	市立聖苑公式ホームページで毎週月曜日に前日までの申込状況を公表します。また、申込最終日より前の3日間は、毎日申込状況を公表します。お電話でのお問い合わせにはお答えできません。
4	永代供養はしてもらえないのですか？	公設墓地のため、宗教分離の観点から永代供養はできません。供養行事等はすべてご自身でお願いします。
5	焼骨の埋蔵は親族に限るとあるが、どれぐらいの範囲になりますか？	親族は6親等、姻族は3親等までとなります。また、ペットなど、人間以外のお骨は埋蔵できません。
6	募集区画は全て、使用されたお墓ですか？	全ての区画が返還されたものになります。
7	承継の際に維持管理料は再度発生しますか？	発生しません。お支払いは一度だけになります。
8	使用者死亡時の承継に必要な手続きは？	次の書類を聖苑に提出してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 箕面市立霊園区画墓地使用权承継届出書・ 同意書（承継予定者を除く法定相続人全員の分）・ 住民票（本籍地記載。承継予定者分と法定相続人全員の分）・ 戸籍謄本（現使用者とその法定相続人全員の関係がわかるもの）

No.	質問	回答
9	維持管理料を支払いますが、お墓の管理は全てお任せできるのですか？	維持管理料はお墓の区画以外（園路の除草、植栽の伐採、霊園内で使われる光熱水費、ゴミの処分など）にかかる費用です。区画の中の管理はご自身でお願いします。 放置されているお墓は無縁墓と判断し、所定の手続きの後に市が処分することになります。お墓参りが難しいかたには、シルバー人材センターの墓参代行サービスをご紹介します。
10	補欠者について教えてください。	各区画の応募が2名を超えた場合に抽選を行い、当選者1名、補欠者1名を決めます。当選者が納付期限内に使用料を支払った時点で、補欠者の資格喪失となります。 当選者が辞退したり納付期限内に使用料を支払わなかったりする場合は、補欠者が繰り上げ当選となります。
11	承継する子どもが箕面市民でなくてもいいですか？	市外のかたでも問題ありません。
12	承継は誰に引き継いでも構わないですか？	使用者の法定相続人が承継することになります。
13	当選し、使用者となってから2年以内に墓石を建てる前に使用者が死亡した場合はどうなりますか？	2年以内に次の承継者が墓石を建ててください。